

東風

東区から玄海原発の廃炉を考える会通信 42号

福岡市東区千早 5-17-18 TKビル2号館1階

市民ネットワーク福岡 事務所内

TEL 092-662-5077 FAX 092-662-5097 (2021年11月25日発行)

第12回 12.2 反プルサーマルの日 ～みんなで歩こう！玄海町～

2009年12月2日、日本初の原発のプルサーマル運転が、玄海3号機で始まりました。

私たちはこれを忘れないように、毎年12月2日に玄海町現地で各戸に原発の危険性を訴えるチラシを配布し、会える住民とは原発についての話をする活動を続けています。今年で12年目の取り組みです。

ウランを燃やす原子炉が危険なのは言うまでもありませんが、ウランとプルトニウムを混ぜたMOX燃料を使うプルサーマル運転は、さらに大きな危険性があります。たとえば、灯油ストーブでガソリンを燃やすようなものです。

その使用済み燃料が2021年、ついに原子炉から取り出されました。ウランの使用済み燃料は原子炉に付設したプールで3～5年冷却され、その後青森県六ヶ所村の再処理工場へ搬出されることになっていますが（再処理工場はトラブル続きでいまだ完成しておらず搬出の目処はたっていません。）、使用済みMOX燃料は、排出する熱量が膨大で、政府関係者も100～300年使用済み燃料プールでの保管が必要と言明しています。原子炉横の使用済み燃料プールに原発の運転寿命よりずっと長い期間、どうやって保管するのか、まったく現実的な話ではありません。玄海3号機以外にも、関西電力高浜3号機、四国電力伊方3号機から使用済みMOX燃料が出ています。危険性はますます高まっている状況です。

私たちがなぜ原発に反対するのか！その理由は・・・

1. 運転には被曝労働が不可欠だが隠されている。作業員は日常的に被曝している。
2. 核のゴミは増え続けている。次世代にこれ以上負の遺産を残してはならない。
3. 福島原発事故は収束していない。事故原因の検証もされていない。
4. 地震が頻発する日本列島では、震災による原発の過酷事故の可能性が高い。
5. プルトニウムを使う3号機プルサーマルは一層危険。
6. 現在の避難計画では、現実には役に立たず、命を守ることは不可能。
7. 原発事故の責任は、国、電力会社、自治体のたらいまわし。どこも責任を取らない。

原発は事故が起きなくても、日常的に放射性物質を放出し、温排水で海を温めています。これは地球温暖化の一因です。ひとたび事故が起これば、命と故郷が奪われます。でも、本当のことが住民にはあまりにも知らされていないのが実情です。 (A)

だから、12月2日、みんなで玄海町を歩きましょう！

- 12月2日 (木) 朝9時 玄海町役場集合
- 9時半 玄海町長への要請 (予定)
- 10時～ ポスティング・戸別訪問
- 14時～ 全体集会 (昼食は各自調達)
- 15時半 終了予定

参加大歓迎です！ご連絡を！

福岡市東区千早 5-17-18 TKビル2号館1階

市民ネットワーク福岡 事務所内

TEL 092-662-5077 FAX 092-662-5097

又は090-4341-4166 (事務局：松村) まで

東電旧経営陣3人 控訴審も無罪主張

福島原発事故 強制起訴刑事裁判

2011年の福島第1原発事故で、津波対策を怠ったとして業務上過失致死傷罪で強制起訴された勝俣、武黒、武藤3被告への控訴審が11月2日東京高裁で始まった。検察官役の指定弁護士は、3人を無罪とした一審判決の破棄を求め「国の地震予測で津波襲来は予見できた」と訴えた。旧経営陣の弁護側は改めて無罪を主張した。

この裁判は、東電の勝俣元会長ら旧経営陣の3人が、**原発事故による避難**で大熊町の**双葉病院の入院患者44名を死亡**させたとして、業務上過失致死傷の罪で強制起訴されたもの。東京高裁前には313人が集まり30の傍聴を求めた。控訴趣意書では、大津波が予見できた根拠となる「長期評価」について、「信頼性・具体性があったと認めるには合理的な疑いが残る」として**一審の判決**を「最大かつ基本的重大な誤り」と指摘。長期評価が作られた経過をより明らかにするため、新たな証人の出廷を求めた。これに対して旧経営陣側は「控訴に理由がなく、一審の判決に誤りはなし」として控訴の破棄を求めた。

告発団の**武藤類子**さんは「19年の無罪判決から2年、この悔しさを忘れることができない。このまま責任があいまいなままでは、福島の再生や復興ができません。東京地裁の不当な判決をこの控訴審で覆そう。」と訴えられている。遺族代理人**海渡弁護士**は「この裁判の争点は裁判所が現地に行くかどうかだ。一審で採用されなかった裁判官の現地検証を改めて求める。」と全国展開の現場検証を求める署名活動の継続が提案された。

次回は**2022年2月9日**に**第2回控訴審**が予定されている。

飯舘村民救済申し立て団団長の長谷川健一さん 甲状腺がんで亡くなる。

飯舘村の酪農家で原発事故で被災し、救済申し立てで慰謝料追加賠償に尽力。東電は初期被曝の慰謝料を現在拒んでいる。又、原発事故被害者が東電の犠牲者となった。現地の被爆者、避難民の救済は10年過ぎても届かない。残念です。

私達は改めて無念の死を遂げた被害者、その遺族、そして被災者の10年を心に刻み、決してあきらめず、前進しなければならない。

北海道・寿都町長に「核ごみ」推進派 最終処分所選定に現職6選

「核のごみ」(原発から出る高レベル放射性廃棄物)の最終処分場選定に向けた全国初の「文献調査」が始まる。人口2800人の寿都町は地域経済を立て直すため**6億**の調査費を求め、交付金に頼る方向を選んだ。国の政策はいつも、住民の顔を札束ですすり、結果100年・千年以上の負担を強いている。現状はハコモノ行政がはびこり、高額な建物維持の為、また、交付金に頼る行政を住民に押し付ける。

儲かるのは大企業の建設会社と群がる官僚・政治家だけではないか。原発などの大型企業誘致に頼らない、地方自治体の立て直しが求められる。(T)

裁判闘争報告

◎10/19(火)14:00～ 川内原発行政訴訟控訴審 進行協議報告集会 (福岡県弁護士会館)

進行協議の中で、被告国は証人尋問は必要ないと言ったが、裁判長は証人尋問をする意思を示し、数名証人が採用される見込みとの報告がされた。また、右陪席裁判官は、国に対し火山ガイドを作った時の資料があるのか、あれば出して欲しいと主張したとのこと。

次回2/1(火)の進行協議で証人採用の採否が決まり、6～7月ごろの第6回公判で証人尋問が始まるだろうとの見通しが報告された。

※次回2/1(火)進行協議でも報告集会が開催される。14:00～福岡県弁護士会館2階大ホール

◎10/21(木)石木ダム工事差止控訴審 控訴棄却の不当判決に抗議する！

8月の豪雨でダム建設が必要というデータの根拠が崩れたことで弁論再開の申し立てをしていたが、森富義明裁判長はそのことに一言も触れずに不当判決を言い放った。

報告集会ではこの判決に対して上告して闘うことが表明された。そして、馬奈木弁護団長は「状況を変える闘い・運動をしないとだめで、裁判だけでは勝てない。現地で闘っている人たちがいるから展望がある。」と発言された。裁判はあくまでテコにして、闘いぬくことが大切だとこの間ずっと言われている。その通りだと思った。

◎11/10(水)14:30～ 玄海原発全基差止・行政訴訟 第1回控訴審 (福岡高裁101号法廷)

①行政訴訟第1回口頭弁論 (弁護団プレゼン、意見陳述:北川浩一さん……別紙参照)

武村弁護士が「入倉・三宅式の基準地震動の過小算定評価の問題について」、冠木弁護士が「平均値では地震は起こらない、平均値を超える地震を含んだばらつきを考慮した算定をすべきである。」との控訴理由書のプレゼンを行いました。

北川さんは、「悲惨な3.11福島第一原発事故は、幾世代にもわたる想像もできない原発事故の過酷な現実を突きつけている。福島の人々をはじめ多くの原発裁判で後世のものと同じ思いをさせないために戦っている。原発政策を主権者たる国民に取り戻す裁判です。司法は国民の負託に真摯に答える時期に直面している。」と陳述しました。

②全基差止第1回口頭弁論 (弁護団プレゼン、意見陳述:豊島耕一さん……別紙参照)

大橋弁護士は「配管の破損が起きないように保守点検がなされているのか、玄海原発のその実態と日本の他の原発で起こっている配管事故について」分かりやすくプレゼンし、谷弁護士は「火山噴火の脅威、降灰等について」プレゼンしました。

豊島さんは原子核物理学大学教授であった専門家として、「核のゴミは生活圏から隔離し続ける期間は10万年以上で、私たちの子孫三千世代にもわたる気が遠くなる長い期間です。原発1基1日で広島原爆4個分の放射能が作られます。処理不能の放射性物質を増やさないためには1日も早く原発を止めるしかない。」と陳述されました。

なお、被告国や九電は、一審佐賀地裁判決の妥当性を主張して控訴棄却を求めました。

※次回 第2回公判は2022年2月9日(水)14:30～ (福岡高裁101号法廷) (M)

◎11/16(火)14:30～ 福島原発事故被害者救済九州訴訟第2回公判 (福岡高裁101号法廷)

池上弁護士が、これまでの国に損害賠償責任を認めさせてきた最高裁判決について6件(宅建業者最高裁判決、クロロキン薬害、筑豊じん肺、水俣病、大阪アスベスト、建設アスベスト)を例に出して、原判決の問題点を明らかにし、国が原子力基本法を踏まえた検討をしていないこと、被害の重大性を軽視していると陳述しました。

避難者共同代表原告の金本友孝さんは東電の「全て弁償スミ」「もう十分」の主張は不誠実の極みであると断じ、怒りの想いを述べ抗議した。

東電側弁護士は、総額10兆4079億円は払った。(ADR)紛争処理センターの仲介で当面の支払いを経過の中で充分としている。もともと、自主避難者に払う必要はない。区域外の対象者は請求権はない。など聞き捨てならない、品の悪い弁護士の発言があり、原告側から異例の抗議の声が上がり、裁判長は黙認した。

国側代理人はエネルギー政策の転換を諮るため、原発の割合を6%から20%にするための再稼働を進めてきており、地震、津波の長期予測の見込みについて、阪神大震災やスマトラ沖地震の経験を受けて、科学的知見に基づいて作成された長期評価をもとに津波予測を東電に示していたにも関わらず、国民への安全意識の高揚のためと態度を後退させている。結果、国に責任はないと陳述。

報告集会では 東電側のセカンドレイプとも言える弁護士の悪辣な発言の背景には、東電の焦り、巻き返しを諮っていると分析。

全国の反原発裁判の判例が紹介され、全国37の判例の中で、最高裁の4件は近日中に判決が出る予定。高裁では4件中3件が国側の責任として上積みされた。地裁判決は8対8の判断が出されているそうです。 **※次回第3回公判は2月7日(月)14:30～ (T)**

第7回定期総会への会員のご意見

2011年の福島原発事故とその後の報道のあり方を見て情報は自ら取りにいかなくてはならないこと、一市民が情報リテラシーを高め見分ける能力を身につけておかねばならない現実を、2歳の幼子を抱えた若い母親として知りました。

5年前の玄海原発の見学に小2と幼稚園年中の子を連れて行きました。案内係の方の説明をうのみにする子らを見て、家庭でいかに正しい情報を伝え教育しなければならないかも知りました。

様々な制約のある中での活動、いつもありがとうございます。東区全戸ビラ入れ、配布場所が重ならないように自宅近くで参加させていただければと思います。

小4の娘に気候危機(お盆にすごい雨が降ったよね〜)と使う電気(エネルギー)を減らさないと、もっと大変なことが起こるんだと話しました。「気候危機は人間のせい。でも使う電気を減らすなんてできない。ムリ。」と返ってきました。

昔の暮らし(といっても昭和の暮らし)を知らない若い人には、本人の暮らしに寄り添った提案を具体的にしていかないと、話は通じないんだなあと感じました。生活の中で同世代(40代)の方々も同じような感覚だと思います。

原発に頼る必要のない未来、使うエネルギーを減らす具体的な「これからの私たちの暮らし」を気負うことなく明るい希望をもって話していく土壌を作らないといけないなあと感じています。(Y)

【編集後記】

- ◇関電元会長ら9人不起訴! 処分不服として市民団体は検察審査会に審査を申し立てる方針
11/9 大阪地検特捜部は金品受領や役員報酬補填などの問題で市民団体から告発されていた森詳介元関電会長ら元役員9人を嫌疑不十分として不起訴にすると発表した。また、同じく11/9 福井県の塩浜工業から100万円受け取っていた問題で、市民団体から政治資金規正法で告発されていた脇山玄海町長を佐賀検察審査会は佐賀地検の不起訴を不起訴相当と議決した。
- ◇2022.3.11(金) 原発ゼロ! 3.11福岡集会開催予定……11/18 第1回実行委員会開く。